

平成 30 年 2 月 2 日
金 融 庁

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の活用について

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「機構」という。）における被災事業者に対する支援決定期間については、2月1日付で株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律が成立し、平成33年3月31日まで延長されました。

については、被災事業者支援の一層の促進を図るため、貴協会傘下の金融機関に対して、下記の点について周知徹底方宜しくお願い致します。

（別添）機構公表文「支援決定を行う期間の延長について」参照

記

1. 機構による被災事業者支援の促進

機構を活用した被災事業者の再生支援については、被災事業者を取り巻く環境の変化等から、引き続き、その取組みの促進が求められている。

このため、金融機関は、被災事業者に対し、機構の役割・機能等を丁寧に説明するとともに、被災事業者とともに機構の積極的な活用を検討すること。

2. 支援決定を行った事業者に対する主体的かつ継続的な支援

機構が支援決定を行った事業者においては、支援決定後の事業再生計画期間（最長15年）において、事業再生を果たすことが重要である。震災から6年10ヶ月が経過する中で、支援決定を行った事業者の事業再生には、支援を表明した金融機関が主体的かつ継続的に関与していくことがますます重要となっている。このため、金融機関は、機構と十分な連携を図り、事業再生計画の遂行について主体的かつ継続的にモニタリング及び支援を行うこと。

以 上